

建築物等定期点検業務特記仕様書

1. 特記仕様書の適用範囲

本仕様書は、「建築物等定期点検業務共通仕様書」の第2章第1節1の(2)に定める特記仕様書とし、本仕様書に記載されていない事項は、共通仕様書による。

2. 定期点検業務項目

(1) 業務委託名称

福山市立東中学校他9校 建築設備定期点検業務委託

(2) 業務委託対象建築物

施設名称	棟名	委託場所	階数	延べ面積
東中学校	別紙1による	別紙1による	—	別紙1による
城北中学校	〃	〃	—	〃
城南中学校	〃	〃	—	〃
城東中学校	〃	〃	—	〃
中央中学校	〃	〃	—	〃
鳳中学校	〃	〃	—	〃
誠之中学校	〃	〃	—	〃
大門中学校	〃	〃	—	〃
一ツ橋中学校	〃	〃	—	〃
東朋中学校	〃	〃	—	〃

(3-1) 業務委託に係る点検種別（本業務委託の対象となる点検種別は、■と表示。）

業務委託対象建築物		点検種別（建築基準法第12条）					
施設名称	棟名	建築物 (第2項)	昇降機以外の建築設備（第4項）				
			換気設備	排煙設備	非常用照明	給排水設備	防火設備
東中学校	別紙1による		■			■	
城北中学校	〃		■			■	
城南中学校	〃		■			■	
城東中学校	〃		■			■	
中央中学校	〃		■			■	
鳳中学校	〃		■			■	
誠之中学校	〃		■			■	
大門中学校	〃		■			■	
一ツ橋中学校	〃		■			■	
東朋中学校	〃		■			■	

(3-2) 防火設備の詳細（数値は点検箇所を示す。）

施設名称	棟名	防火扉		防火シャッター		防煙垂壁	その他
		感知器連動	ヒューズ連動	感知器連動	ヒューズ連動	感知器連動	()

(4) 委託期間

契約日 から 2023年(令和5年) 2月 28日

建築物等定期点検業務共通仕様書

2018年(平成30年)10月1日 施行

第1章 一般事項

第1節 一般事項

1 適用

- (1) 本共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、福山市が所有又は管理する公共施設のうち定期点検の対象となる建築物又は当該建築物の昇降機以外の建築設備（以下「建築物等」という。）の定期点検業務に適用する。
- (2) 共通仕様書に規定する事項は、別に定めがある場合を除き、受注者の責任において履行すべきものとする。
- (3) 共通仕様書の規定は、別の定めがある場合は適用しない。

2 業務目的

本業務は、建築物等について専門的見地から劣化及び不具合の状況を把握し、保守の措置を講ずることにより、構造耐力、耐久性を損なわず、安全かつ円滑な利用に支障がない状態の維持に資することを目的とする。

3 受注者の負担の範囲

- (1) 業務の施行に必要とする図書類は、受注者の負担において整備する。
- (2) 点検に必要な工具、計測機器等の機材は、受注者の負担とする。
なお、受注者が持ち込む資機材は、原則として毎日持ち帰るものとする。ただし、業務が複数日にわたる場合であって、点検業務発注者又は施設管理者等（以下「発注者等」という。）の承諾を得た場合には残置することはできるが、残置資機材の管理は、受注者の責任において行う。
- (3) 業務の提出書類等の用紙等及び消耗品は、受注者の負担とする。
- (4) 業務の性質上当然実施しなければならないもの、業務に関連する軽微な事項及び業務の関連性から発注者等が必要と判断したものなど、当該業務に係る附随的業務は、受注者の負担において行う。

4 その他

- (1) 発注者等は、本業務の遂行上必要な図面等について、受注者に貸与又は閲覧させることができる。なお、受注者は、貸与を受けた図面等の保管、取扱い等に十分注意し、

本業務完了後速やかに返却しなければならない。

- (2) 業務の実施に当たっては、適用を受ける関係法令を遵守し、業務の円滑な遂行を図る。

第2節 業務の現場管理

1 業務の安全衛生管理

- (1) 業務の実施に当たっては、関係法令に基づき労働安全衛生に関する労働管理に努める。
- (2) 業務の実施に関し、アスベスト又はPCBを確認した場合は、発注者等に報告する。

2 危険防止の措置

- (1) 業務の実施に当たっては、危険な場所には必要な安全措置を講じ、事故防止に努める。(高所作業における転落事故の防止等)
- (2) 業務に関係ない室等への出入りは禁止するとともに、業務終了後の施錠確認を徹底する。

第3節 業務の実施

1 業務の実施

- (1) 業務は、契約図書並びに発注者等の指示に従って適切に行うとともに、業務実施に伴い、作業の対象又はその周辺に汚損等の損害を与えた場合は、受注者の責任において復旧する。また、受注者の過失により発注者等又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償すること。
- (2) 業務実施施設における別契約の受注者又は工事請負者等と相互に協力し合い、当該施設の保全に関して円滑な進行を図る。
- (3) 業務の実施に当たっては、当該作業等に適した服装、履物を着用し、名札等身分を明確にできるものを着けて業務を行う。

第2章 定期点検

第1節 定期点検業務

1 定期点検業務の概要

- (1) 定期点検の対象となる建築物等について、建築基準法第12条第2項及び第4項の規定に基づき、当該建築物等の損傷、腐食その他の劣化の状況等を点検し、提出書類等を作成の上、発注者等に内容を説明する。

(2) 定期点検の対象となる建築物等及び点検種別は、特記仕様書による。

2 点検者の資格

本業務において、点検及び点検結果表の記入は、建築基準法第12条第2項及び第4項に規定する定期点検の資格を有する者（ただし、平成28年国土交通省告示第483号の第2及び第4に定める要件により資格を得た者を除く。）で、かつ、その業務等の内容に応じ、必要な知識及び技能を有する者によることとする。

3 定期点検の進め方

定期点検の進め方については、次のとおりとする。ただし、点検が困難な項目等については、発注者等と事前に協議する。

- (1) 定期点検の実施に当たっては、発注者等から提示された資料等により事前に施設の状態を把握の上、現地において点検漏れが生じないように定期点検の方法、内容について十分に確認し、効率的に実施する。
- (2) 定期点検を行うに当たり、あらかじめ発注者等から当該施設の損傷及び劣化の状況等を聴取し、定期点検の参考とする。
- (3) 受注者は、定期点検を実施する前に、発注者等に次の事項を記載等した書面を提出し、承認を受けた後、定期点検を実施する。

ア 定期検査の日時及び工程

イ 業務責任者及び業務担当者（緊急時連絡先、所要の資格を証するものの写し）

※点検項目において業務担当者が異なる場合は、そのことが判るよう明記する。

なお、現地での点検に当たっては、当該施設の管理者の立会い等協力が必要であるため、実施日時等については、施設管理者と事前に十分調整を行ない、施設運営への影響を最小限に留めるよう努める。

- (4) 定期点検は、点検種別ごと各々の点検項目について点検することとなるが、点検方法については、目視、触手、作動確認及び打診程度とし、足場の架設等の特別な準備は行わず、通常の手段で接近できない箇所は、双眼鏡等により可能な範囲で点検する。
- (5) 建物の外観写真（各方位4面（可能な範囲））及び屋上屋根の写真、屋内運動場のアリーナ及びステージ床（2方向）を撮影し、不具合等が発見された場合は、その状況を写真撮影し記録する。

なお、不具合等あるが、写真でその状況等を確認できない場合にあつては、その状況等を「定期点検特記事項」に記入し、当該不具合箇所の写真を添付する。

- (6) 「点検結果表」については空欄がないよう記入し、該当がない箇所は斜線を記入し、判断できない箇所は不明と記入する。
- (7) 敷地内のフェンス若しくは点検対象外となる別棟の建築物又は倉庫、自転車置場等の附属建物等についても、外壁及び屋根の状況について点検を行う。

（この場合、作図は不要、外観及び危険ヶ所や不具合部分を写真報告する。）

4 定期点検の点検項目，点検方法，判定基準

定期点検項目，点検方法及び判断基準については，次によるものとする。

(1) 点検項目，点検方法，判断基準

建築物の敷地及び構造	建築基準法第 12 条第 2 項，同法施行規則第 5 条の 2 平成 20 年国土交通省告示第 282 号 (損傷、腐食、その他の劣化状況等に係るものとする。)	
昇降機以外の建築設備	換気設備 排煙設備 非常用の照明装置 給水設備及び排水設備	建築基準法第 12 条第 4 項，同法施行規則第 6 条の 2 平成 20 年国土交通省告示第 285 号 (損傷、腐食、その他の劣化状況等に係るものとする。)
	防火設備	建築基準法第 12 条第 4 項，同法施行規則第 6 条の 2 平成 28 年国土交通省告示第 723 号 (損傷、腐食、その他の劣化状況等に係るものとする。)

参考図書：国の機関の建築物の点検・確認ガイドライン(平成 29 年版)

国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課保全指導室 監修 | (財)建築保全センター 編集・発行

(2) 判定の詳細等については，次のものを参考とする。

建築物の敷地及び構造	特定建築物定期調査業務基準(2016 年改訂版) (財)日本建築防災協会 編集・発行	
昇降機以外の建築設備	換気設備 排煙設備 非常用の照明装置 給水設備及び排水設備	建築設備定期検査業務基準書(2016 年版) (財)日本建築設備・昇降機センター 編集・発行
	防火設備	防火設備定期調査業務基準(2020 年改訂版) (財)日本建築防災協会 編集・発行

5 定期点検における注意事項

定期点検に当たっては，次の事項に注意する。

- (1) 点検・判定は，施設の規模に応じた人数で連携して行い，特に安全上重要な項目の判定は，4 (2)の判断基準を詳細に確認の上，慎重に決定する。
- (2) 発注者等から提示された図面等が，現状の施設の状況と相違する場合，当該箇所の状況を点検結果図に明記する。
- (3) 定期点検に当たり，シャッターやオペレーター窓等の操作・作動を要するものは，点検内容，手順等を発注者等と打ち合わせの上，事故が起こらないよう十分注意する。
- (4) アスベストを含む材料等を使用している箇所の点検に当たっては，破損及び飛散等がないよう注意する。

(5) 定期点検の対象部分以外であっても、異常を発見した場合は、発注者等に報告する。

6 応急措置等

定期点検の結果、対象部分に脱落や落下又は転倒のおそれがある場合、また、継続使用することにより著しい損傷又は関連する部材・機器等に影響を及ぼすことが想定される場合は、その区域を立入禁止にする等の危険防止措置又は応急措置を講じるとともに、速やかに発注者等に報告する。

第2節 提出書類等

定期点検業務の完了後は、速やかに次の書類及び成果品等を提出する。

なお、受注者は、成果品等を発注者等へ引き渡す際に、その内容について説明を行う。

(1) 契約に定められた業務完了に伴う書類・・・・・・・・・・ 1式

(2) 成果品 (A4版ファイル)・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部

(複数の施設を点検する場合、施設ごとにファイル整理し提出する。)

1. 定期点検報告書
2. 施設概要
3. 点検結果表
4. 定期点検特記事項
5. 関係写真
6. 点検結果図 (配置図、平面図、屋根伏図、立面図、その他必要とする図面)
7. 現況写真 (可能な範囲で全体がわかるもの。建築設備定期点検は除く)
 - ・ 建物の外観写真 (各方位4面)
 - ・ 屋上屋根の防水状況
 - ・ 屋内運動場の床劣化損傷状況
 - ・ 最上階の天井裏スラブ劣化損傷状況
8. その他必要とされる書類

(3) 成果品の電子データ・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部

上記(2)1から8.のデータをCDに記録し提出する。

(2)6の図面データについては、JWW-CADデータ形式及びPDF形式とする。

(4) 写真の電子データ・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部

上記(2)5, (2)7のデータをCDに記録し提出する。

(3)(4)の電子データの提出については、事前にコンピュータウイルス対策を実施したものとする。

業務委託対象校

別紙1

学 校 名	所 在 地
福山市立 東 中学校	福山市 三吉町南二丁目10番2号
福山市立 城北 中学校	福山市 木之庄町四丁目1番1号
福山市立 城南 中学校	福山市 光南町三丁目4番1号
福山市立 城東 中学校	福山市 東深津町三丁目17番33号
福山市立 中央 中学校	福山市 西深津町五丁目22番1号
福山市立 鳳 中学校	福山市 伊勢丘六丁目5番1号
福山市立 誠之 中学校	福山市 新涯町六丁目14番1号
福山市立 大門 中学校	福山市 城興ヶ丘8番1号
福山市立 一ツ橋 中学校	福山市 東手城町一丁目4番1号
福山市立 東朋 中学校	福山市 幕山台七丁目24番1号

対象建築物 面積表

ブロック	校番	校 名	①	②	③	④	⑤	①~⑤	
			校舎棟 (給食室を 含む)	給食棟 (別棟)	屋内 運動場	①+②+③	付属 建物等	プール 附属棟	合計
1	1	東	6,243	0	1,157	7,400	271	70	7,741
	2	城北	3,907	0	894	4,801	317	48	5,166
	3	城南	6,902	0	940	7,842	342	0	8,184
	5	城東	5,629	0	963	6,592	233	48	6,873
	16	中央	6,625	0	850	7,475	289	0	7,764
2	11	鳳	5,802	0	1,111	6,913	318	40	7,271
	22	誠之	6,526	0	942	7,468	312	51	7,831
	24	大門	5,663	0	981	6,644	220	51	6,915
	25	一ツ橋	5,072	0	961	6,033	240	51	6,324
	26	東朋	6,035	0	961	6,996	252	0	7,248

定期点検報告書

建築基準法第12条第2項及び第4項の規程による定期点検の結果を報告します。

建築物 建築設備(昇降機以外) 防火設備

福山市長 様
(課長)

年 月 日

点検者氏名 (印)

1 管理者

- (1) 所属
(2) 職・氏名
(3) 電話番号

2 点検者

- (1) 資格等 () 級建築士 () 登録 第 号
 特定建築物調査員 第 号
 建築設備検査員 第 号
 防火設備検査員 第 号
 昇降機等検査員 第 号

- (2) 氏名のフリガナ
(3) 氏名
(4) 勤務先 () 級建築士事務所 () 知事登録 第 号
(5) 郵便番号
(6) 所在地
(7) 電話番号

3 報告対象建築物

- (1) 所在地 福山市
(2) 名称のフリガナ
(3) 名称
(4) 用途
(5) 構造 鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造 鉄骨造 その他
(6) 階数 地上 階 地下 階
(7) 建築面積 m² 延べ面積 m²

4 報告対象昇降機 (建築基準法第88条第1項に規定する昇降機等を含む。)

- (1) 検査対象昇降機の台数 台 (うち法不適合の指摘があるもの 台)

5 点検による指摘の概要

- (1) 指摘の内容 不適合の指摘あり (既存不適格)
 要注意の指摘あり 指摘なし
(2) 指摘の概要 別紙による。
(3) 改善予定の有無 有 (年 月に改善予定) 無

6 総合所見

※受付欄

注1 該当する項目の□にレを入れてください。
注2 2(4)は勤務先が設計事務所でない場合は()内、及び番号の記入は不要です。
注3 ※欄は記入しないでください。

棟別で記入、施設別で作成

点検年月日:

施設概要

施設名称		0									
所在地		福山市									
施設管理担当者 (所属部署及び氏名)		0		電話	0						
業務責任者 (所属部署及び氏名)				電話							
建物点検者 (所属部署及び氏名)		0		電話	0						
建物概要	建物名称(棟名)				棟番号	1		用途			
	完成年月日				増改築年月日						
	構造				規模	地上、地下 0階					
	敷地面積				延べ面積	000.00m ²					
	各階床面積	1階	2階	3階	4階	塔屋階	合計				
						000.00m ²					
耐震診断・改修		耐震診断				耐震改修					
設計図書		計画通知書					完成図書				
仕上概要	主な外部仕上	箇所	仕上材				下地材				
		屋根									
		外壁									
		建具									
		床									
	主要室内部品	室名	床	幅木	壁	天井	備考				

別紙参照

関係写真

建築物 建築設備(昇降機以外) 防火設備 ※点検対象にチェック

「部位番号」、「点検項目等」は、それぞれ別紙「点検結果表」の部位番号、点検項目に対応したものを記入してください。

部位番号	点検項目等	点検結果
1-		<input type="checkbox"/> 要是正 <input type="checkbox"/> その他
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">写真貼付</div>		指摘事項
部位番号	点検項目等	点検結果
-		<input type="checkbox"/> 要是正 <input type="checkbox"/> その他
		指摘事項
部位番号	点検項目等	点検結果
-		<input type="checkbox"/> 要是正 <input type="checkbox"/> その他
		指摘事項

点検結果図



※点検対象にチェック

防火設備

遮熱設備(昇降機以外)

遮熱物

注)配置図、各階平面図及び立面図等を添付し、指摘のあった箇所(特記すべき事項を含む)、写真番号、撮影した写真の位置、指摘の内容等を明記すること。

図面名称

点検結果表 【建築物の昇降機を除く建築設備】

(換気設備)

番号	点検項目等				点検結果		部位番号	
	(い) 検査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準	指摘なし	要修正		
1	第28条第2項又は第3項の規定に基づき換気設備が設けられた居室（換気設備を設けるべき調理室等を除く。）							
(1)	機械換気設備（中央管理方式の空調設備を含む。）の外観	給気機の外気取り入れ口並びに直接外気に開放された給気口及び排気口への雨水等の防止措置の状況	目視により確認する。	建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第129条の2の5第2項第三号の規定に合致しないこと。				
(2)		給気機の外気取り入れ口及び排気機の排気口の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。				
(3)		各居室の給気口及び排気口の設置位置	給気口及び排気口の位置関係を目視及び設計図書等により確認するとともに、必要に応じて気流方向を気流検知器等を用いて確認する。	著しく局部的な空気の流れが生じていること。				
(4)		各居室の給気口及び排気口の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。				
(5)		風道の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	風道の接続部に損傷があり空気が漏れていること又は取付けが堅固でないこと。				
(6)		風道の材質	目視又は触診により確認する。	令第129条の2の5第2項第五号の規定に適合しないこと。				
(7)		給気機又は排気機の設置の状況	目視又は触診により確認する。	機器に損傷があること、取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。				
(8)		換気扇による換気の状況	目視により確認する。	外気の流れにより著しく換気能力が低下する構造となっていること。				
(9)		機械換気設備（中央管理方式の空調設備を含む。）の性能	各居室の換気量	給気口の同一断面内から五箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて風速を測定し、次の式により換気量を算出する。ただし、風速の測定が困難な場合においては、在室者がほぼ設計定員の状態において、還気の二酸化炭素含有率又は還気と外気の二酸化炭素含有率の差を検知管法又はこれと同等以上の測定方法により確認する。 $V = 3600 \nu AC$ この式において、V、 ν 、A及びCは、それぞれ次の数値を表すものとする。 V 換気量（単位 1時間につき立方メートル） ν 平均風速（単位 1秒につきメートル） A 給気口断面積（単位 平方メートル） C 次の式により計算した給気量に対する外気の混合比 $C = (V2) \div (V1)$ この式においてV1及びV2は、それぞれ次の数値を表すものとする。 V1 空調設備の送風空気量（単位 1時間につき立方メートル）	令第20条の2第一号ロの規定に適合しないこと又は風速の測定が困難な場合においては、次のイ若しくはロのいずれかに該当すること。 イ 還気の二酸化炭素含有率を確認した場合においては、還気の二酸化炭素含有率が100万分の1000を超えていること。 ロ 還気と外気の二酸化炭素含有率の差を確認した場合においては、還気と外気の二酸化炭素含有率の差が100万分の650を超えていること。			
(10)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する。	中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと。				
(11)	中央管理方式の空調設備	空調設備の主要機器及び配管の外観	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。				
(12)		空調設備及び配管の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	空調設備と機器又は配管に変形、破損又は著しい腐食があること。				
(13)		空調設備の運転の状況	目視又は触診により確認する。	運転時に異常な音、異常な振動又は異常な発熱があること。				
(14)		空気ろ過器の点検口	目視により確認する。	昭和45年建設省告示第1832号第四号の規定に適合しないこと又は点検用の十分な空間が確保されていないこと。				
(15)		冷却塔と建築物の他の部分との離隔距離	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	令第129条の2の5第二号の規定に適合しないこと。				
(16)		空調設備の性能	各居室の温度	居室の中央付近において温度計により測定する。	令第129条の2の5第三項の表(四)項の規定に適合しないこと。			
(17)		各居室の相対湿度	居室の中央付近において湿度計により測定する。	令第129条の2の5第三項の表(五)項の規定に適合しないこと。				

(18)	備	各居室の浮遊粉じん量	居室の中央付近において粉じん計により測定する。	令第129条の2の5第三項の表(一)項の規定に適合しないこと。			
(19)		各居室の一酸化炭素含有率	居室の中央付近においてガス検知管等により測定する。	令第129条の2の5第三項の表(二)項の規定に適合しないこと。			
(20)		各居室の二酸化炭素含有率	居室の中央付近においてガス検知管等により測定する。	令第129条の2の5第三項の表(三)項の規定に適合しないこと。			
(21)		各居室の気流	居室の中央付近において風速計により測定する。	令第129条の2の5第三項の表(六)項の規定に適合しないこと。			
2 換気設備を設けるべき調理室等							
(1)	自然換気設備及び機械換気設備	排気筒、排気フード及び煙突の材質	目視又は触診により確認する。	不燃材でないこと。			
(2)		排気筒、排気フード及び煙突の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。			
(3)		給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の大きさ	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	令第20条の3第2項第一号イ(3)、(4)、(6)又は(7)の規定に適合しないこと。			
(4)		給気口、排気口及び排気フードの位置	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	令第20条の3第2項第一号イ(1)又は(2)の規定に適合しないこと。			
(5)		給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の設置の状況	目視又は触診により確認する。	鳥の巣等により給排気が妨げられていること。			
(6)		排気筒及び煙突の断熱の状況	目視又は触診により確認する。	断熱材に脱落又は損傷があること。			
(7)		排気筒及び煙突と可燃物、電線等との離隔距離	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	令第115条第1項第三号イ(2)又は第2項の規定に適合しないこと。			
(8)		煙突等への防火ダンパー、風道等の設置の状況	目視又は触診により確認する。	昭和45年建設省告示第1826号第4第二号又は第三号の規定に適合しないこと。			
(9)	自然換気設備	煙突の先端の立ち上がりの状況(密閉型燃焼器具の煙突を除く。)	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	令第115条第1項第一号又は第二号の規定に適合しないこと。			
(10)	機械換気設備	煙突に連結した排気筒及び半密閉式瞬間湯沸器等の設置の状況	目視により確認する。	昭和45年建設省告示第1826号第4第四号の規定に適合しないこと。			
(11)		換気扇による換気の状況	目視により確認する。	外気の流れにより著しく換気能力が低下する構造となっていること。			
(12)		給気機又は排気機の設置の状況	目視又は触診により確認する。	機器に損傷があること、取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。			
(13)		機械換気設備の換気量	排気口の同一断面内から5箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて風速を測定し、次の式により換気量を算出する。 $V=3600 \nu A$ この式において、 V 、 ν 及び A は、それぞれ次の数値を表すものとする。 V 換気量(単位 1時間につき立方メートル) ν 平均風速(単位 1秒につきメートル) A 開口断面積(単位 平方メートル)	令第20条の3第2項第一号イ又は昭和45年建設省告示第1826号第3の規定に適合しないこと。			

3 法第28条第2項又は第3項の規定に基づき換気設備が設けられた居室等					
(1)	防火ダンパー等（外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に設けるものを除く。）	防火ダンパーの設置の状況	設計図書等により確認するとともに、目視により確認する。	令第112条第21項の規定に適合しないこと。	
(2)		防火ダンパーの取付けの状況	目視又は触診により確認する。	平成12年建設省告示第1376号第1の規定に適合しないこと又は著しい腐食があること。	
(3)		防火ダンパーの作動の状況	作動の状況を確認する。	ダンパーが円滑に作動しないこと。	
(4)		防火ダンパーの劣化及び損傷の状況	目視又は触診により確認する。	防火ダンパー本体に破損又は著しい腐食があること。	
(5)		防火ダンパーの点検口の有無及び大きさ並びに検査口の有無	目視により確認する。	平成12年建設省告示第1376号第3の規定に適合しないこと。	
(6)		防火ダンパーの温度ヒューズ	目視により確認する。	適正な溶解温度の温度ヒューズを使用していないこと。	
(7)		壁及び床の防火区画貫通部の措置の状況	目視により確認する。	平成12年建設省告示第1376号第2の規定に適合しないこと。	
(8)		運動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器の位置	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	煙感知器又は熱煙複合式感知器にあっては昭和48年建設省告示第2563号第1第二号ニ(2)に適合しないこと。 熱感知器にあっては昭和48年建設省告示第2563号第2第二号ロ(2)の規定に適合しないこと。	
(9)		運動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器との連動の状況	発煙試験器、加熱試験器等により作動の状況を確認する。	感知器と連動して作動しないこと。	
次の表の上欄に掲げる項目については、それぞれ同表の下欄に掲げる記録がある場合には、(は)欄に掲げる検査方法にかかわらず、当該記録により確認することで足り					
1項(3)、(9)…1項(3)、(9)及び(16)から(21)まで、2項(13)並びに3項(9)			前回の検査後にそれぞれ(は)欄に掲げる検査方法と同等の方法で実施した検査等の記録		
1項(1)、(2)、(5)から(8)まで、(10)から(12)まで、(14)及び(15)			前回の検査後にそれぞれ(は)欄に掲げる検査方法と同等の方法で一級建築士、二級建築士又は建築設備検査員（以下「一級建築士等」という。）が実施した検査の記録		
1項(4)及び(13)			前回の検査後にそれぞれ(は)欄に掲げる検査方法と同等の方法で一級建築士等が実施した検査の記録又は前回の検査後に建築基準法令以外の法令の規定に基づき実施した点検等の記録		
四 備考					
(1)	「著しい腐食」の判定は、「腐食状況の判定基準」による。				
(2)	各点検項目について、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合は、当該記録により確認することも可とする。				
五 その他					
(1)	複数の施設を点検する場合、施設ごとに作成する。				
(2)	該当しない項目がある場合は、当該項目の「点検結果」欄に斜線を記入し、不明な項目がある場合は、「不明」を記入する。				
(3)	要是正の指摘があった場合は、「点検結果」欄の「要是正」欄に○印を記入する。				
(4)	「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、〔3〕に該当しない場合に○印を記入する。				
(5)	「点検結果」欄のうち「要是正」欄に○印があった場合は、「部位番号」欄に番号を記入し、別紙「関係写真」の部位番号欄に写真を添付する。				

点検結果表 【建築物の昇降機を除く建築設備】							
(給水設備及び排水設備)							
番号	(い) 検査項目	(ろ) 検査事項	点検項目等		点検結果		部位番号
			(は) 検査方法	(に) 判定基準	指摘なし	要修正	
1 飲料用の配管設備及び排水設備							
(1)	飲料用配管及び排水配管 (隠蔽部分及び埋設部分を 除く。)	配管の取付けの状況	目視により確認する。	平成12年建設省告示第1388号第4第一号の規定に適合しないこと。			
(2)		配管の腐食及び漏水の状況	目視により確認する。	配管に腐食又は漏水があること。			
(3)		配管が貫通する箇所の損傷防止措置の状況	目視により確認する。	平成12年建設省告示第1388号第2号の規定に適合しないこと。			
(4)		継手類の取付けの状況	目視により確認する。	平成12年建設省告示第1388号第4第三号の規定に適合しないこと。			
(5)		保温措置の状況	目視により確認する。	令第129条の2の4第1項第五号又は第2項第四号の規定に適合しないこと。			
(6)		防火区画等の貫通措置の状況	目視により確認する。	令第129条の2の4第1項第二号又は第七号の規定に適合しないこと。			
(7)		配管の支持金物	目視により確認する。	平成12年建設省告示第1388号第4第一号又は第四号の規定に適合しないこと。			
(8)		飲料水系統配管の汚染防止措置の状況	目視により確認する。	令第129条の2の4第2項第一号又は第二号の規定に適合しないこと。			
(9)		止水弁の設置の状況	目視により確認する。	昭和50年建設省告示第1597号第1第一号ロの規定に適合しないこと。			
(10)		ウォーターハンマーの防止措置の状況	目視により確認する。	昭和50年建設省告示第1597号第1第一号イの規定に適合しないこと。			
(11)		給湯管及び膨張管の設置の状況	目視により確認する。	平成12年建設省告示第1388号第4第四号の規定に適合しないこと。			
2 飲料水の配管設備							
(1)	飲料用の給水タンク及び貯水タンク(以下「給水タンク等」という。)並びに給水ポンプ	給水タンク等の設置の状況	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	昭和50年建設省告示第1597号第1第二号イ又はロの規定に適合しないこと。			
(2)		給水タンク等の通気管、水抜き管、オーバーフロー管等の設置の状況	目視により確認する。	昭和50年建設省告示第1597号第1第一号又は第二号の規定に適合しないこと。			
(3)		給水タンク等の腐食及び漏水の状況	目視により確認する。	令第129条の2の4第2項第五号の規定に適合しないこと。			
(4)		給水用圧力タンクの安全装置の状況	作動の状況を確認する。	令第129条の2の4第1項第四号の規定に適合しないこと。			
(5)		給水ポンプの運転の状況	水圧計により測定するとともに、作動の状況を確認する。	運転中に異常な音、異常な振動等があること又は定格水圧がないこと。			
(6)		給水タンク及びポンプ等の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	平成12年建設省告示第1388号第1又は第2の規定に適合しないこと。			
(7)		給水タンク等の内部の状況	目視により確認する。	薬等の異物があること。			
(8)	給湯設備 (循環ポンプを含む。)	給湯設備(ガス湯沸器を除く。)の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	平成12年建設省告示第1388号第2又は第5の規定に適合しないこと。			
(9)		ガス湯沸器の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	平成12年建設省告示第1388号第2又は第5の規定に適合しないこと又は引火性危険物のある場所及び燃焼廃ガスの上昇する位置に取り付けている			
(10)		給湯設備の腐食及び漏水の状況	目視により確認する。	本体に腐食又は漏水があること。			
3 排水設備							
(1)	排水槽	排水槽のマンホールの大きさ	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	昭和50年建設省告示第1597号第2第二号ロの規定に適合しないこと。			
(2)		排水槽の通気の状況	目視により確認する。	昭和50年建設省告示第1597号第2第二号ホの規定に適合しないこと。			
(3)		排水漏れの状況	目視により確認する。	漏れがあること。			
(4)		排水ポンプの設置の状況	目視により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。			
(5)		排水ポンプの運転の状況	水圧計により測定するとともに、作動の状況を確認する。	運転中に異常な音、異常な振動等があること又は定格水圧がないこと。			
(6)		地下街の非常用の排水設備の処理能力及び予備電源の状況	作動の状況を確認する。	昭和44年建設省告示第1730号第3第三号又は第四号の規定に適合しないこと。			
(7)	排水再利用配管設備 (中水道を含む。)	雑用水の用途	雑用水に着色等を行い、目視等により確認する。	令第129条の2の4第2項第一号又は昭和50年建設省告示第1597号第2第六号ハの規定に適合しないこと。			
(8)		雑用水給水栓の表示の状況	作動の状況を確認する。	昭和50年建設省告示第1597号第2第六号ニの規定に適合しないこと。			
(9)		配管の標識等	作動の状況を確認する。	昭和50年建設省告示第1597号第2第六号ロの規定に適合しないこと。			
(10)		雑用水タンク、ポンプ等の設置の状況	作動の状況を確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。			
(11)		消毒装置	作動の状況を確認する。	消毒液がなくなり、装置が機能しないこと。			

(12)	その他	衛生設備	衛生器具の取付けの状況	目視により確認する。	令第129条の2の4第2項第二号の規定に適合しないこと、取付けが堅固でないこと又は損傷があること。			
(13)		排水トラップ	排水トラップの取付けの状況	目視により確認するとともに、必要に応じて銅製巻尺等により測定する。	昭和50年建設省告示第1597号第2第三号イ、ロ、ハ又はニの規定に適合しないこと。			
(14)		阻集器	阻集器の構造、機能及び設置の状況	目視により確認するとともに、必要に応じて銅製巻尺等により測定する。	昭和50年建設省告示第1597号第2第四号イ、ロ又はハの規定に適合しないこと。			
(15)		排水管	公共下水道等への接続の状況	目視により確認する。	令第129条の2の4第3項第三号の規定に適合しないこと。			
(16)			雨水排水立て管の接続の状況	目視により確認する。	昭和50年建設省告示第1597号第2第一号ハの規定に適合しないこと。			
(17)			排水の状況	目視により確認する。	排水勾配がないこと又は流れていないこと。			
(18)			掃除口の取付けの状況	目視により確認する。	昭和50年建設省告示第1597号第2第一号イの規定に適合しないこと。			
(19)			雨水系統との接続の状況	目視により確認する。	昭和50年建設省告示第1597号第2第三号イの規定に適合しないこと。			
(20)			間接排水の状況	目視により確認する。	昭和50年建設省告示第1597号第2第一号ロの規定に適合しないこと又は損傷があること。			
(21)		通気管	通気開口部の状況	目視により確認する。	昭和50年建設省告示第1597号第2第五号ハの規定に適合しないこと。			
(22)			通気管の状況	目視又は嗅診により確認する。	昭和50年建設省告示第1597号第2第二号イ又は第五号の規定に適合しないこと又は損傷があること。			

次の表の上欄に掲げる項目については、それぞれ同表の下欄に掲げる記録がある場合には、(は)欄に掲げる検査方法にかかわらず、当該記録により確認することで足りる。

1項(2)を除く。、2項(2)、(3)及び(7)を除く。並びに3項(2)、(3)、(5)、(11)、(14)及び(22)を除く。	前回の検査後にそれぞれ(は)欄に掲げる検査方法と同等の方法で一級建築士等が実施した検査の記録
1項(2)、2項(2)、(3)及び(7)並びに3項(2)、(3)、(5)、(11)、(14)及び(22)	前回の検査後にそれぞれ(は)欄に掲げる検査方法と同等の方法で一級建築士等が実施した検査の記録又は前回の検査後に建築基準法令以外の法令の規定に基づき実施した点検等の記録

4	備考
(1)	「著しい腐食」の判定は、「腐食状況の判定基準」による。
(2)	各点検項目について、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合は、当該記録により確認することも可とする。
5	その他
(1)	複数の施設を点検する場合、施設ごとに作成する。
(2)	該当しない項目がある場合は、当該項目の「点検結果」欄に斜線を記入し、不明な項目がある場合は、「不明」を記入する。
(3)	要是正の指摘があった場合は、「点検結果」欄の「要是正」欄に○印を記入する。
(4)	「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、(3)に該当しない場合に○印を記入する。
(5)	「点検結果」欄のうち「要是正」欄に○印があった場合は、「部位番号」欄に番号を記入し、別紙「関係写真」の部位番号欄に写真を添付する。

(令和4年度)

施設の配置図	縮尺	1/1200	m	学校名	ひがし 東 中学校	調査番号	(都道府県)	(市町村)	(学 校)	整理番号
		10				20	30	40	50	

516

凡 例
建 物

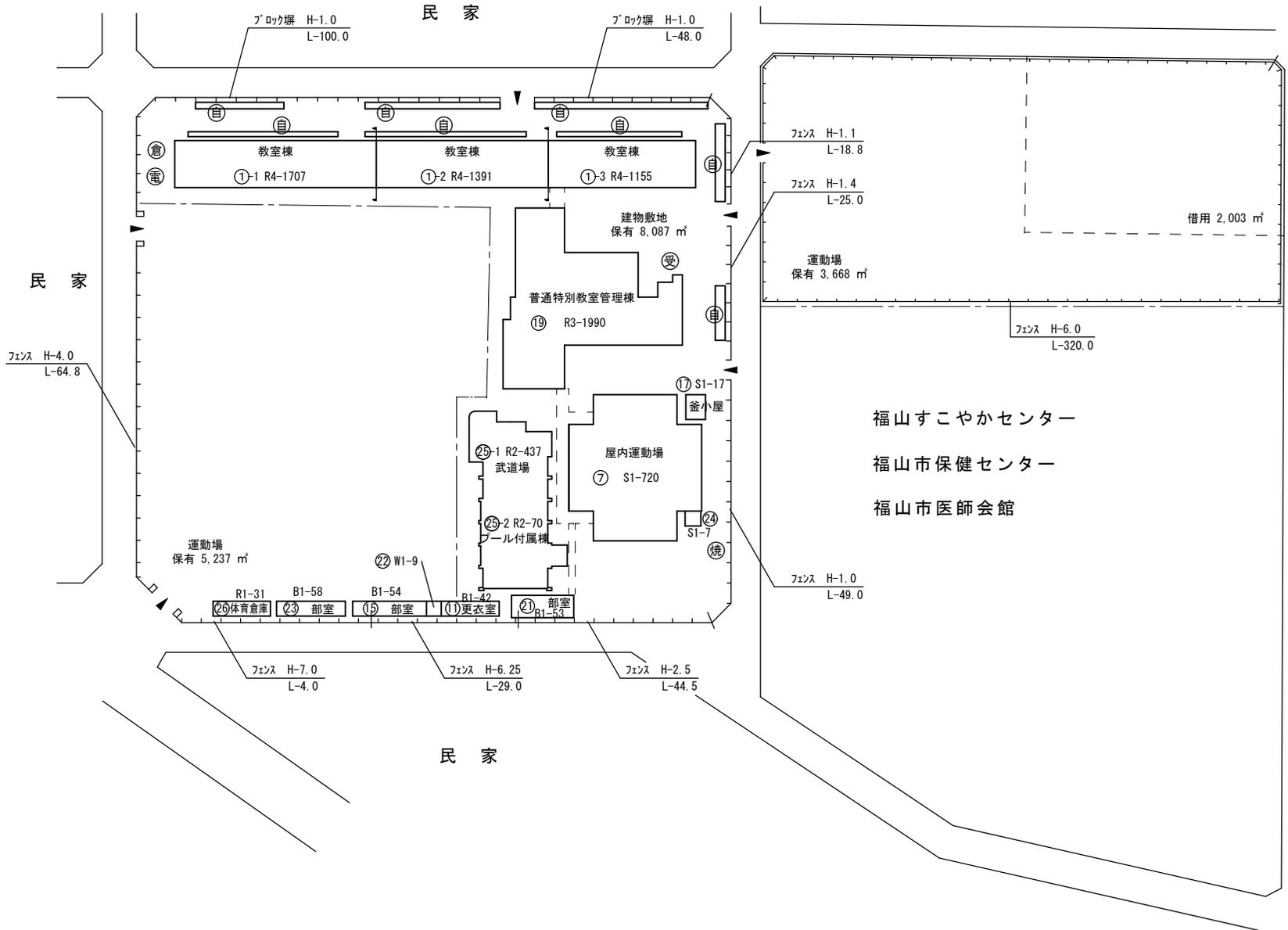
- 未 未とりこわし建物
- 危 危険建物
- 借 借用建物
- 一時 一時使用建物
- 屋外 屋外教育環境整備事業によるもの

建物以外の工作物

- 自 自転車置場
- 倉 倉庫
- 吹 吹き抜けの渡廊下
- 受 受水槽
- 浄 浄化槽
- 危倉 危険物倉庫
- 焼 焼却炉
- 電 受電設備
- 残 残菜庫
- 飼 飼育小屋
- 園 園芸倉庫
- 他 校庭開放施設
- 簡 簡易な小規模構造物



(北に矢印を付す)



(令和4年度)

施設の配置図	縮尺	1/1300 10 20 30 40 50 m	学校名	じょうほう 城北中学校	調査番号	(都道府県)	(市町村)	(学 校)	整理番号
					34	207	3812	517	

凡 例

建 物

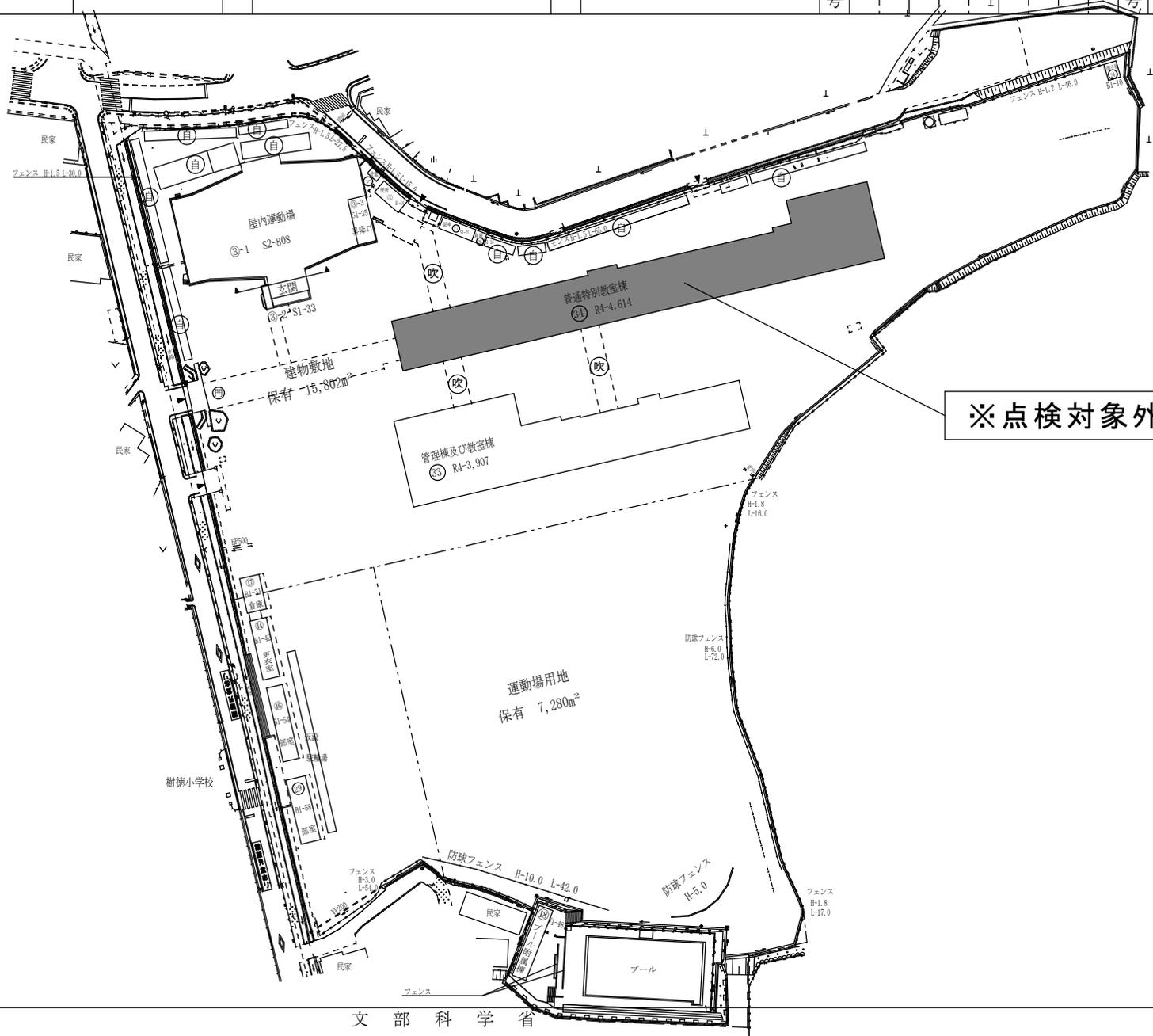
- 未 未とりこわし建物
- 危 危険建物
- 借 借用建物
- 一時 一時使用建物
- 屋外 屋外教育環境整備事業によるもの

建物以外の工作物

- 自 自転車置場
- 倉 倉庫
- 吹 吹き抜けの渡廊下
- 受 受水槽
- 浄 浄化槽
- 危倉 危険物倉庫
- 焼 焼却炉
- 電 受電設備
- 残 残菜庫
- 飼 飼育小屋
- 園 園芸倉庫
- 他 校庭開放施設
- 簡 簡易な小規模構造物

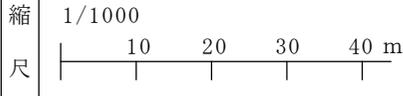


(北に矢印を付す)



(令和4年度)

施設の配置図

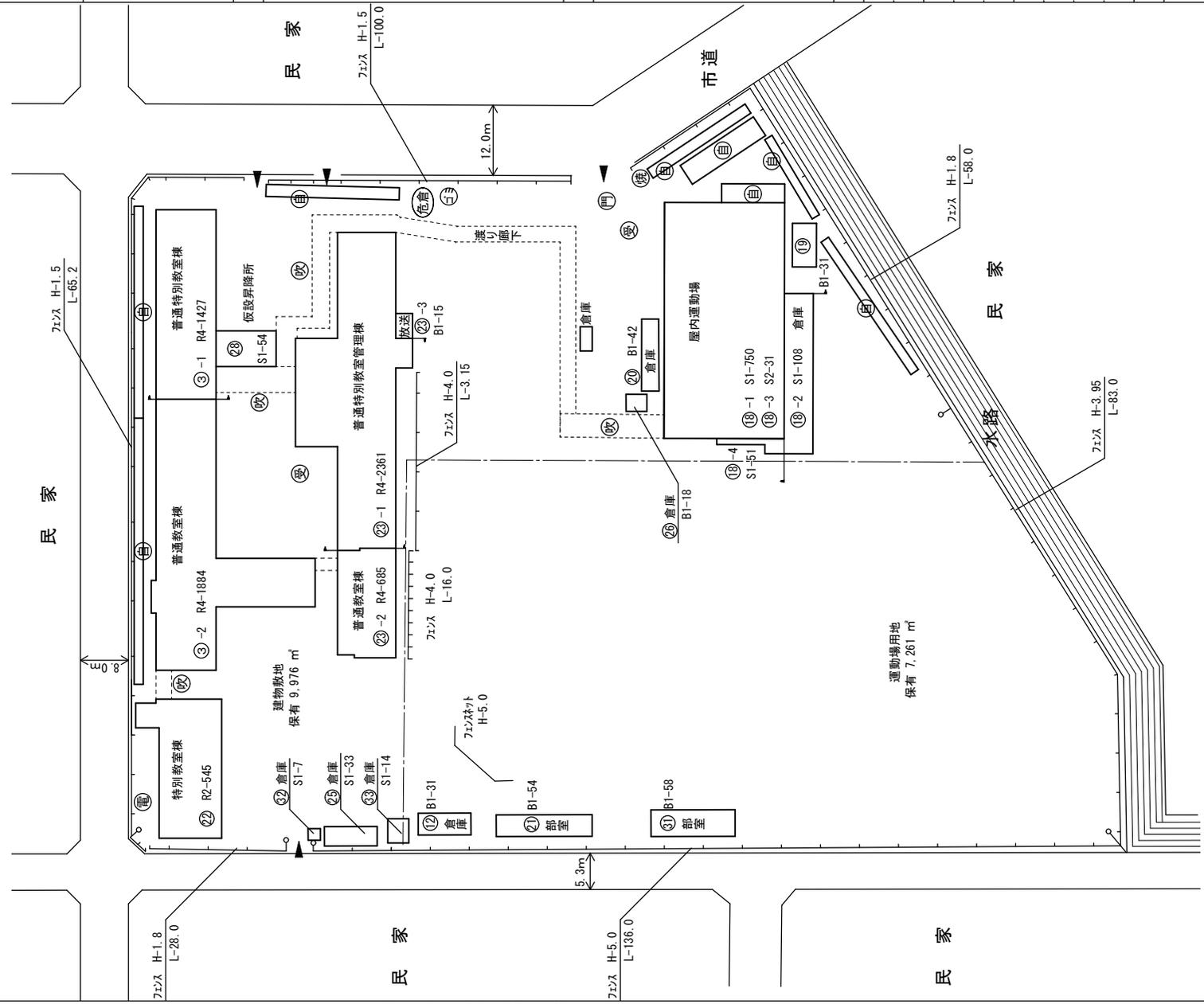


学校名 じょうなん 城南中学校

調査番号	(都道府県)	(市町村)	(学 校)	整理番号
34	207	3813		518

518

- 凡 例
- 建 物
- 未 未とりこわし建物
 - 危 危険建物
 - 借 借用建物
 - 一時 一時使用建物
 - 屋外 屋外教育環境整備事業によるもの
- 建物以外の工作物
- 自 自転車置場
 - 倉 倉庫
 - 吹 吹き抜けの渡廊下
 - 受 受水槽
 - 浄 浄化槽
 - 危倉 危険物倉庫
 - 焼 焼却炉
 - 電 受電設備
 - 残 残菜庫
 - 飼 飼育小屋
 - 園 園芸倉庫
 - 他 校庭開放施設
 - 簡 簡易な小規模構造物



(令和4年度)

施設の配置図	縮尺	1/1000 10 20 30 40 m	学校名	ちゅうおう 中央中学校	調査番号	(都道府県)	(市町村)	(学 校)	整理番号
					34	207	3827	531	

凡 例

建 物

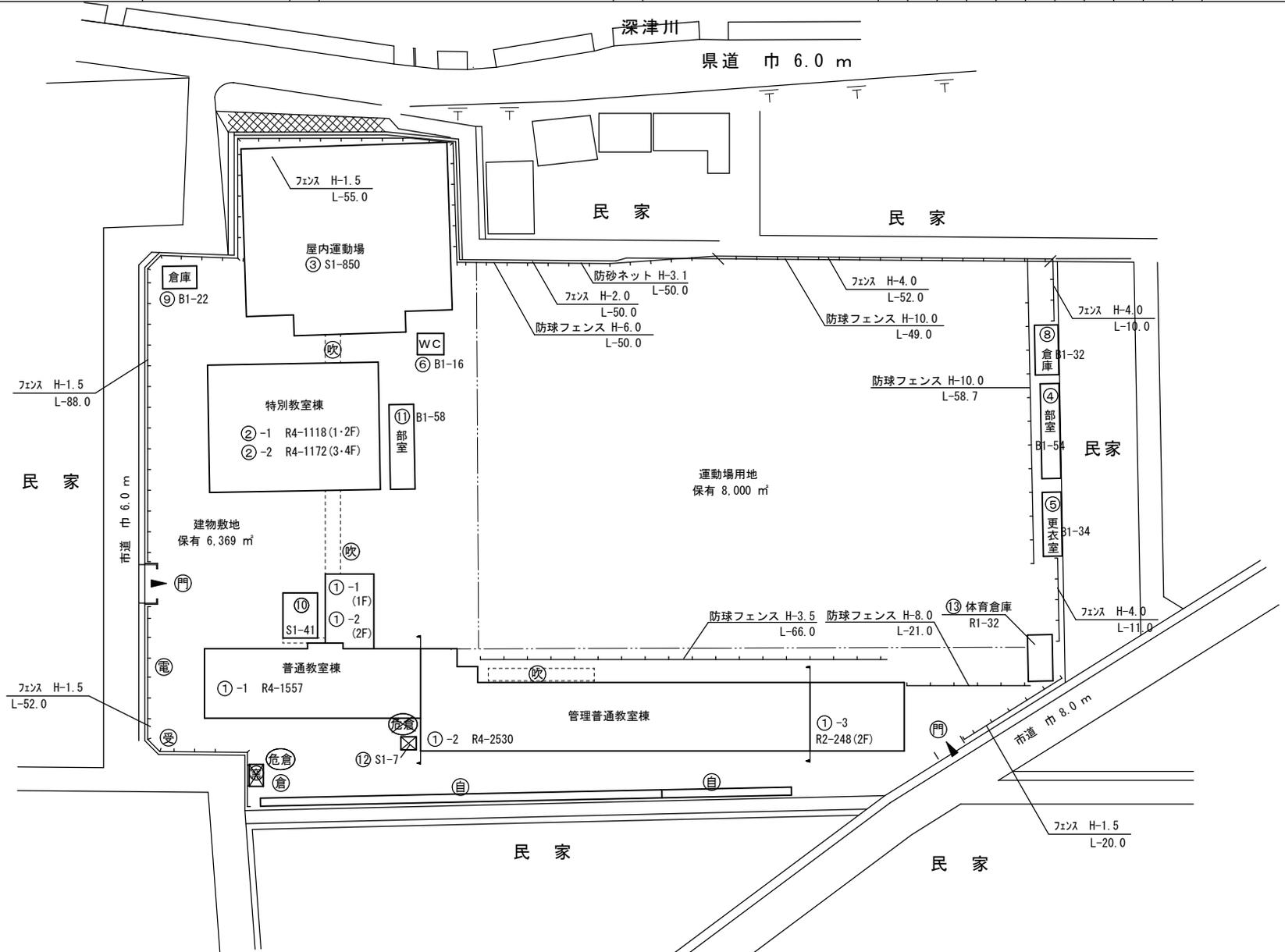
- 未 未とりこわし建物
- 危 危険建物
- 借 借用建物
- 一時 一時使用建物
- 屋外 屋外教育環境整備事業によるもの

建物以外の工作物

- 自 自転車置場
- 倉 倉庫
- 吹 吹き抜けの渡廊下
- 受 受水槽
- 浄 浄化槽
- 危倉 危険物倉庫
- 焼 焼却炉
- 電 受電設備
- 残 残菜庫
- 飼 飼育小屋
- 園 園芸倉庫
- 他 校庭開放施設
- 簡 簡易な小規模構造物



(北に矢印を付す)



(令和4年度)

施設の配置図	縮尺	1/1000 10 20 30 40 m	学校名	せいし 誠之中学校			調査番号	(都道府県)	(市町村)	(学 校)	整理番号	533
				34	207	3828						

凡 例

建 物

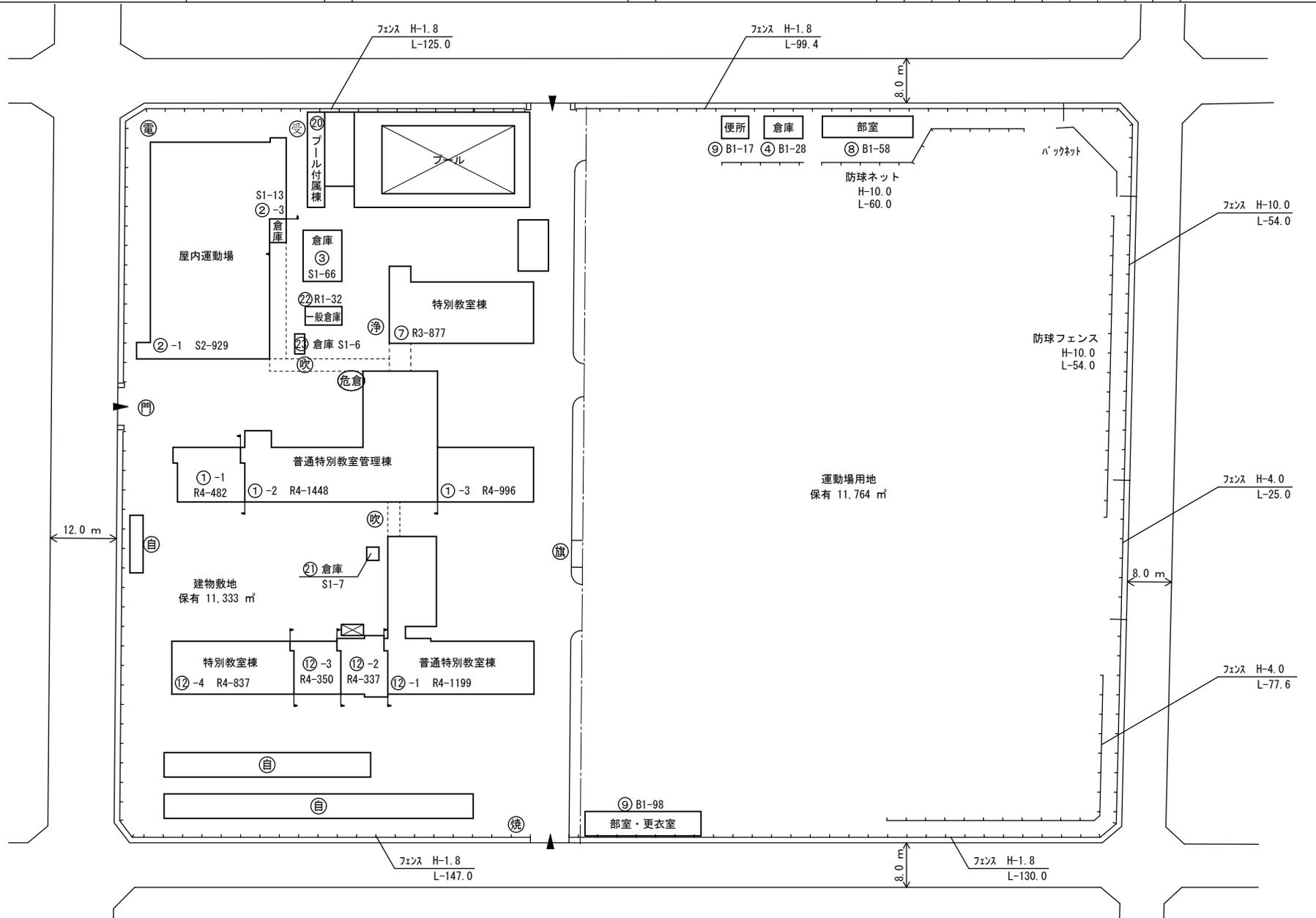
- 未 未とりこわし建物
- 危 危険建物
- 借 借用建物
- 一時 一時使用建物
- 屋外 屋外教育環境整備事業によるもの

建物以外の工作物

- 自 自転車置場
- 倉 倉庫
- 吹 吹き抜けの渡廊下
- 受 受水槽
- 浄 浄化槽
- 危倉 危険物倉庫
- 焼 焼却炉
- 電 受電設備
- 残 残菜庫
- 飼 飼育小屋
- 園 園芸倉庫
- 他 校庭開放施設
- 簡 簡易な小規模構造物

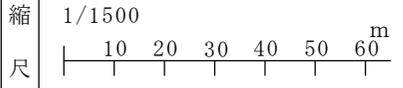


(北に矢印を付す)



(令和4年度) A4の縮尺

施設の配置図



学校名 ひとつばし 一ツ橋中学校

調査番号	(都道府県)	(市町村)	(学 校)	整理番号
	34	207	3829	

532

凡 例
建 物

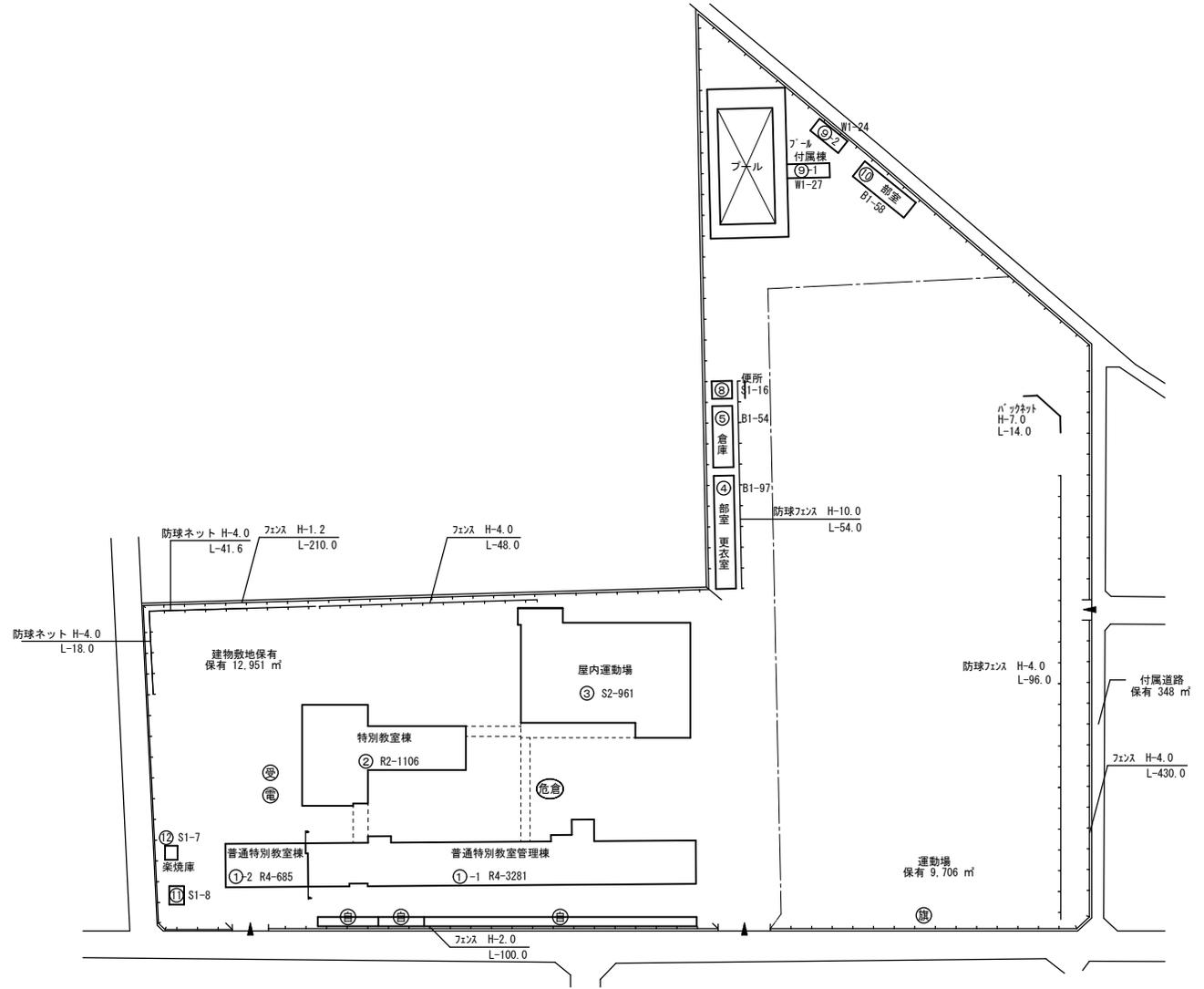
- 未 未とりこわし建物
- 危 危険建物
- 借 借用建物
- 一時 一時使用建物
- 屋外 屋外教育環境整備事業によるもの

建物以外の工作物

- 自 自転車置場
- 倉 倉庫
- 吹 吹き抜けの渡廊下
- 受 受水槽
- 浄 浄化槽
- 危倉 危険物倉庫
- 焼 焼却炉
- 電 受電設備
- 残 残菜庫
- 飼 飼育小屋
- 園 園芸倉庫
- 他 校庭開放施設
- 簡 簡易な小規模構造物



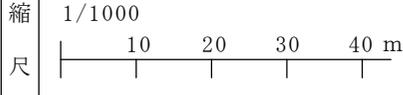
(北に矢印を付す)



(令和4年度)

A4の縮尺

施設の配置図



学校名 とうほう 東朋中学校

調査番号

(都道府県) 34

(市町村) 207

(学校) 4644

整理番号

541

凡例

建物

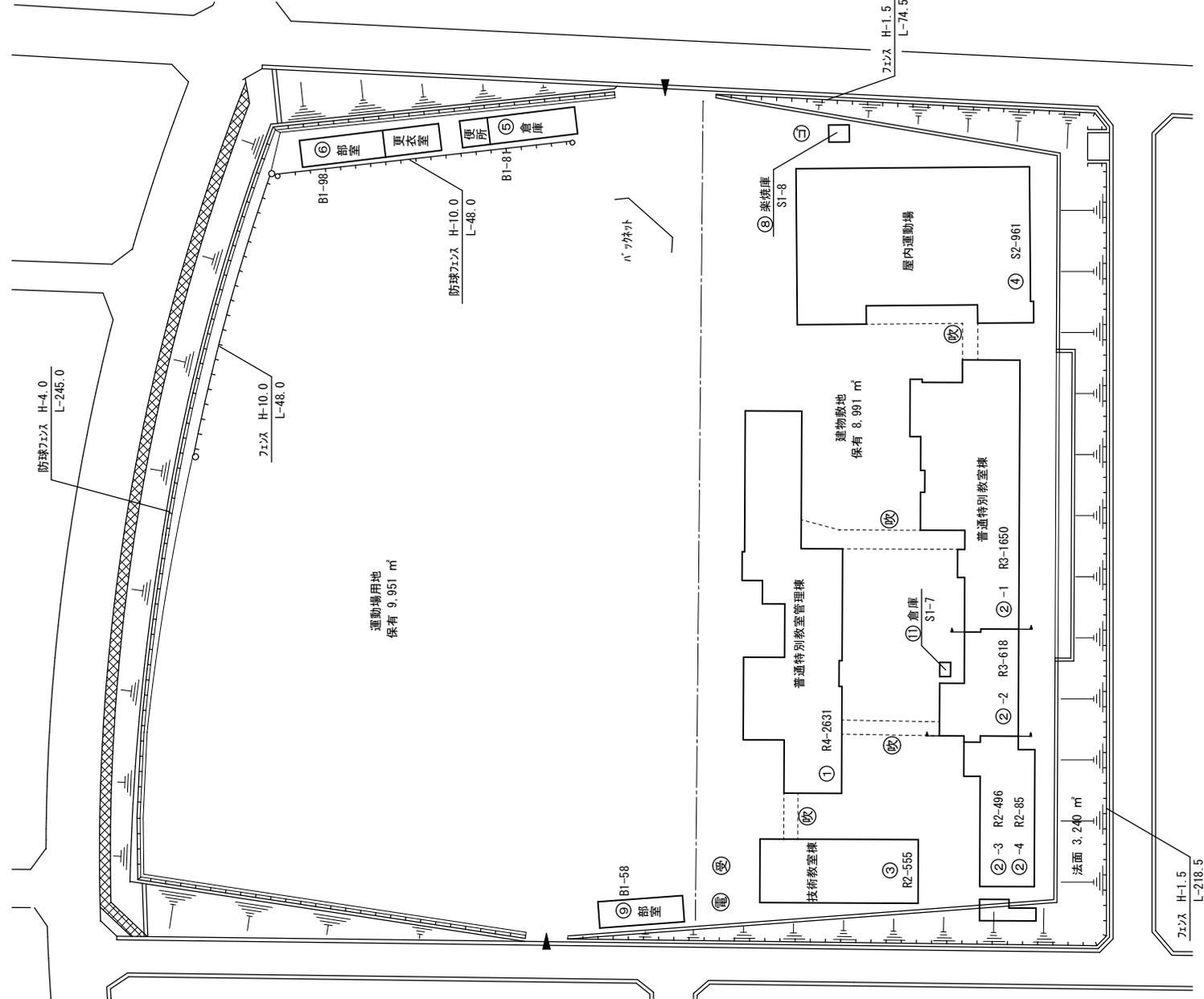
- (未) 未とりこわし建物
- (危) 危険建物
- (借) 借用建物
- (一時) 一時使用建物
- (屋外) 屋外教育環境整備事業によるもの

建物以外の工作物

- (自) 自転車置場
- (倉) 倉庫
- (吹) 吹き抜けの渡廊下
- (受) 受水槽
- (浄) 浄化槽
- (危倉) 危険物倉庫
- (焼) 焼却炉
- (電) 受電設備
- (残) 残菜庫
- (飼) 飼育小屋
- (園) 園芸倉庫
- (他) 校庭開放施設
- (簡) 簡易な小規模構造物
- (ゴ) ゴミステーション



(北に矢印を付す)



参考数量書

委託名称： 福山市立東中学校 他9校 建築設備定期点検業務委託

委託場所： 福山市三吉町南二丁目10番2号外9か所

※ 参考業務人・日数 25 人・日

特記事項

1. この数量書は参考数量であり，契約後の変更等を含意するものではありません。
2. 数量の算出は次の基準によっています。

※ 「建築保全業務積算基準 平成30年版」 国土交通省大臣官房官庁営繕部